厚八運動場 指定管理者仕様書

令和3年7月

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 厚八運動場(以下「施設」という。)の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲 等は、この仕様書によります。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 施設の管理に関する基本的な考え方

施設を管理するに当たり、次に掲げる項目に沿って行って下さい。

- (1) 施設が、市民の心身の健全な発達並びに体育及びレクリエーションの普及及び振興を図るために設置された岐阜市屋外体育施設の設置目的に基づき、管理を行うこととします。
- (2) 各施設の効用を最大限に発揮させ、管理運営経費の削減に努めることとします。
- (3) ごみの減量、 CO_2 削減等、環境に配慮した施設の管理運営に努めることとします。

3 施設の概要

名称	厚八運動場				
所在地	羽島郡岐南町みやまち1丁目91番地				
使用期間	1月4日から12月28日まで ※ただし、岐阜市の貸出期間は毎月13日から月末まで				
開設年月	昭和59年4月				
敷地面積	12,266平方メートル				
グラウンド面積	10,000平方メートル				
テニスコート面積	1,496平方メートル				
	運動場:軟式野球1面、ソフトボール2面等				
施設内容	テニスコート:ハードコート (2面)				
	駐車場(20台)、トイレ、手洗い場				

4 指定管理者が施設の共有者である場合の経費について

(1) 経費の負担

施設の維持管理経費の負担割合は、共有持分の割合により、岐阜市が10分の6、 指定管理者が10分の4とします。 指定管理料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

(単位:千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
上限額 (税込)	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260

消費税及び地方消費税 10%含む

(2) 経費の支払方法

指定管理者は、指定管理料を岐阜市に請求し、決められた期日までに支払うものとします。支払い時期、額、方法等詳細については協定書にて定めます。

5 業務内容

- (1) 施設・設備の維持管理に関すること
 - ア 利用者が快適に利用できる良質な施設・設備を提供するため、設備・器具、 グラウンド等の状態について点検を行い必要に応じて整備・修繕をすることと します。
 - イ 施設の機能・美観を維持するため必要に応じ除草等の業務を行うこととしま す。
 - ウ 施設維持管理用消耗備品(電球・トイレットペーパー・砂・ごみ袋等)の購入、設置を行って下さい。
 - エ 光熱水費(電気料、水道料等)、修繕料等経費の支払いを行って下さい。
 - オー樹木の剪定、防除等の業務を行うこととします。

なお、防除を実施する場合は、総合防除の考え方に基づき人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限度にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けること。

- (2) 経営管理業務について
 - ア 事業計画の策定業務

毎年度、年度開始前に事業計画を策定し提出して下さい。

イ 事業報告書等の作成

年度終了後50日以内に会計報告書及び事業報告書を提出して下さい。

ウ 必要に応じて岐阜市との連絡調整会議を開催することとします。

6 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の 団体等に有利または不利となる運営をしないこと。
- (2) 業務にあたっては別添【指定管理仕様書資料① 指定管理業務に係る特記仕様書】を遵守すること。
- (3) 利用者に対しては、親切に対応するとともに、接遇については、充分留意すること。
- (4) 人権研修を実施し、人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう十分に留意すること。
- (5) 外国人の利用に対して、適切な受け入れ体制と適切な対応ができるよう研修を 行い応対するよう努めること。
- (6) 指定管理者は、指定を受けたことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。
- (7) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、市民スポーツ課と協議を行うこと。
- (8) 各種規程等がない場合は、岐阜市の諸規程に準じて、業務を実施すること。
- (9) 不明な点や判断に迷う事態が生じた場合は、その都度、市民スポーツ課へ連絡し、指示を受け適正に対処すること。
- (10) 重要事項及び、その他本仕様書に記載のない事項については、その都度、市民 スポーツ課と協議を行うこととします。